

国立大学法人お茶の水女子大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）は、「国立大学法人お茶の水女子大学におけるネーミングライツに関する基本方針」及び「国立大学法人お茶の水女子大学ネーミングライツ事業ガイドライン」に基づき、本学の教育研究環境の向上を図るための財源を獲得することを目的として、本学の保有施設のネーミングライツ・パートナーとなることを希望する事業者（法人、法人以外の団体又は法人等により構成された団体という。以下「事業者」という。）を以下のとおり募集します。

1. 対象施設

別紙ネーミングライツ公募対象施設のとおり

2. 募集の概要について

（1）協定の条件

- ① 協定の期間：3年以上5年以下（更新可）
- ② ネーミングライツ料（年間協定額。消費税及び地方消費税は別途。）の目安金額は別紙ネーミングライツ公募対象施設一覧をご参照ください。

（2）応募資格

ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する事業者。ただし、次のいずれかに該当する事業者は、応募資格がないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがな

されているもの

- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者として適当でないと本学が認めるもの

(3) 別称等の付与

- ① 命名する別称等(事業者の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称等をいう。)は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学の施設にふさわしい別称等として、以下に該当するものは使用できません。
 - ・法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・社会問題についての主義主張のあるもの
 - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ・本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの
 - ・美観風致を害するおそれがあるもの
 - ・求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
 - ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ・集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - ・個人情報に係るもの
 - ・その他別称等として適当でないと本学が認めるもの
- ③ 本学の規則等で定める施設等の名称の改正は行わないものとします。
- ④ 別称等は本学で審議の上、最終決定します。
- ⑤ 本学から別称等の変更を求める場合があります。
- ⑥ 混乱を避けるため、協定期間中の別称等の変更はできません。

(4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の特典があります。なお、特典等の権利を、第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等に別称等のサイン、案内看板等(以下「サイン等」という。)を設置できます。また、サイン

等の内容（デザインや大きさ等）、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。なお、サイン等の設置にあたり、既存の施設等の改修が必要となる行為は原則禁止しますが、やむを得ず必要な場合には、事前に大学と十分に協議を行うこととします。

- ② 本学の公式ウェブサイト等において、ネーミングライツ・パートナーを紹介します。
- ③ ネーミングライツ・パートナーは、本学のネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

（５）別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、変更及び維持管理にかかる経費（通信費や光熱水料等を含む）、協定期間終了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）
- ② 別称等の使用開始日において、サイン等の設置が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ③ 協定締結後に作成する本学広報誌、公式ウェブサイト等への掲載の費用は、本学が負担します。

（６）募集期間

２０２５年１２月１日（月）から２０２６年１１月３０日（月）

応募は毎月末ごとに締め切り、応募のあったものを審査します。

受付は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により行うものとし、締切当日必着とします。

（７）現場説明

現場説明を希望する場合は、事前に下記問合せ先までご連絡ください。

（８）応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式）
- ② 事業者の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行３ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近３事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑦ サイン等のデザイン及び配置がわかる企画提案書（様式自由）

(9) 選定方法

次の選定項目をもとに、本学が設置するネーミングライツ・パートナー選定委員会において、応募資格、応募の趣旨、別称等、ネーミングライツ料、協定期間、経営状況等を総合的に判断し選定します。また、応募者の多寡に関わらず、採用とならない場合もあります。

選定項目		要件、基準等
資格要件	資格	・ 応募資格の確認 ・ 過去の重大な事故及び不誠実な行為の有無 ・ 経営状態
	別称等（デザインを含む）	・ 学生、教職員に受け入れられる案となっているか ・ 別称等は施設等にふさわしいものとなっているかどうか など
選定基準	応募の趣旨	
	ネーミングライツ料	・ 財政的な観点から高額であるほど高評価とする。
	協定期間	
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判定する。	

(10) 選定結果の通知

選定結果はすべての応募者に通知します。

3. 協定の締結及び公表

本学は、ネーミングライツ・パートナーの候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。なお協定締結後、決定した別称等、ネーミングライツ・パートナー及び協定期間等を公表します。また、協定更新時には既協定者に優先交渉権を付与します。

4. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料は、協定期間年度の5月末日までに1年分を一括して納入するものとします。

ただし、年度途中で協定期間が開始となる場合、1年分の12分の1に月数を乗じた額（千円未満四捨五入）を協定開始日の翌月末日までに一括して納入するものとします。なお、1か月未満の日数がある場合は、これを1か月としてネーミングライツ料を算出します。

5. リスクの分散

ネーミングライツ・パートナーが新たに設置したサイン等により損害が生じた場合や、対象施設等に付けた別称等が商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

6. 協定の解除

本学は、以下に該当するとき、ネーミングライツの付与を取り消し、協定を解除できることとします。

この場合、協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とし、既納の命名権料は返還しません。

また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により別称等の継続が困難な場合は、1ヶ月以上前に大学へ協定の解除を申し出てください。

- ① 協定の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- ② 正当な理由なく、協定に定める義務を履行しないとき。
- ③ 協定に定める条項に違反したとき。
- ④ 事業者等が、法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- ⑤ 事業者等の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ⑥ 事業者等の都合等により、協定に定める義務の履行が困難となったとき。
- ⑦ その他本学がネーミングライツの付与を取り消すことが必要と認めるとき。

7. 申込書の提出先及び問合せ先

国立大学法人お茶の水女子大学 広報・ダイバーシティ推進課

〒112-8610 東京都文京区大塚2-1-1

Email info@cc.ocha.ac.jp

ネーミングライツ公募対象施設

「国立大学法人お茶の水女子大学におけるネーミングライツに関する基本方針」に基づき、本学の教育研究環境の向上を図るための財源を獲得することを目的として、以下の施設を対象にネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人を募集します。

1. 対象施設

施設ごと（公募番号ごと）の公募とし、下表 1 に示す。

表 1. 対象施設

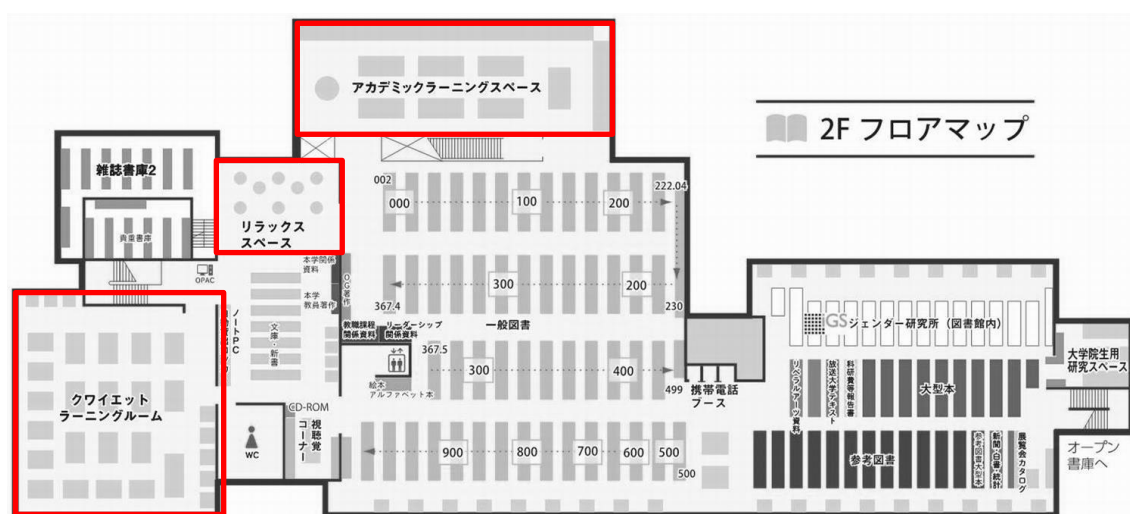
公募番号	対象施設	延べ床面積
1	附属図書館 ウェルカムラウンジ	144m ²
2	附属図書館 プレゼンテーションルーム	33m ²
3	附属図書館 ミニコモンズ 1	20m ²
4	附属図書館 ミニコモンズ 2	12m ²
5	附属図書館 ミニコモンズ 3	13m ²
6	附属図書館 クワイエットラーニングルーム	277m ²
7	附属図書館 リラックススペース	70m ²
8	附属図書館 アカデミックラーニングスペース	236m ²
9	共通講義棟 2 号館 101室	178m ²
10	共通講義棟 2 号館 102室	144m ²
11	共通講義棟 2 号館 201室（インタラクティブホール）	330m ²
12	Student Commons ラウンジ	106m ²
13	Student Commons マルチパーパス 1	215m ²
14	Student Commons マルチパーパス 2	159m ²
15	Student Commons Annex マルチパーパス 3	121m ²

【公募番号1～8】附属図書館

建築面積：2,144㎡ 延べ床面積：5,053㎡ 構造：鉄筋コンクリート造

年間延べ入館者数：142,934人（2024年度）

主な利用者：お茶の水女子大学の学生及び教職員



【公募番号1】附属図書館 ウェルカムラウンジ (144㎡)

設備：テーブル、ソファ

利用状況：利用者休憩エリアとして利用（新聞・雑誌等を配置）、ピアノコンサートを定期開催



【公募番号2】附属図書館 プレゼンテーションルーム (33㎡)

設備：可動メモ台付き椅子 (31席)

利用状況：学生のグループ学習・研究で利用



【公募番号3】附属図書館 ミニコモンズ1 (20㎡)

設備：ミーティングテーブル (13席)

利用状況：学生のグループ学習・研究で利用



【公募番号4】附属図書館 ミニコモンズ2 (12m²)

設備：ミーティングテーブル (6席)

利用状況：学生のグループ学習・研究で利用



【公募番号5】附属図書館 ミニコモンズ3 (13m²)

設備：ミーティングテーブル (6席)

利用状況：学生のグループ学習・研究で利用



【公募番号6】附属図書館 クワイエットラーニングルーム (277m²)

設備：閲覧席 (123席)

利用状況：学生の個人学習スペースとして利用



【公募番号7】附属図書館 リラックススペース (70㎡)

設備：椅子 (12席)

利用状況：学習の合間の休憩スペースとして利用



【公募番号8】附属図書館 アカデミックラーニングスペース (236㎡)

設備：閲覧席 (101席)

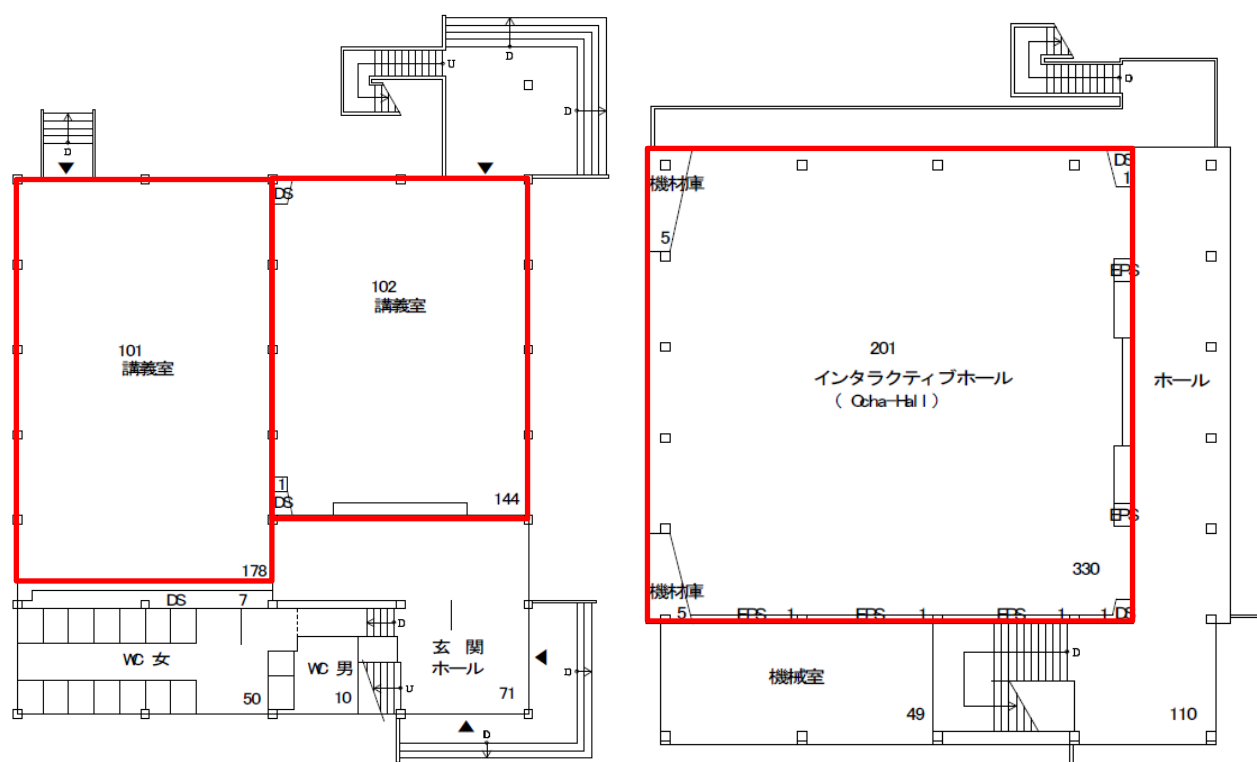
利用状況：学生の個人学習スペースとして利用



【公募番号9～11】 共通講義棟2号館

建築面積：504m² 延べ床面積：965m² 構造：鉄筋コンクリート造

主な利用者：お茶の水女子大学の学生



【公募番号9】 共通講義棟 2号館 101室 (178㎡)

設備：固定階段教室 (204席)

利用状況：学生の講義で利用



【公募番号10】 共通講義棟 2号館 102室 (144㎡)

設備：固定階段教室 (152席)

利用状況：学生の講義で利用



【公募番号11】 共通講義棟 2号館 201室 (インタラクティブホール) (330㎡)

設備：固定階段教室 (315席)

利用状況：学生の講義、シンポジウム開催等で利用

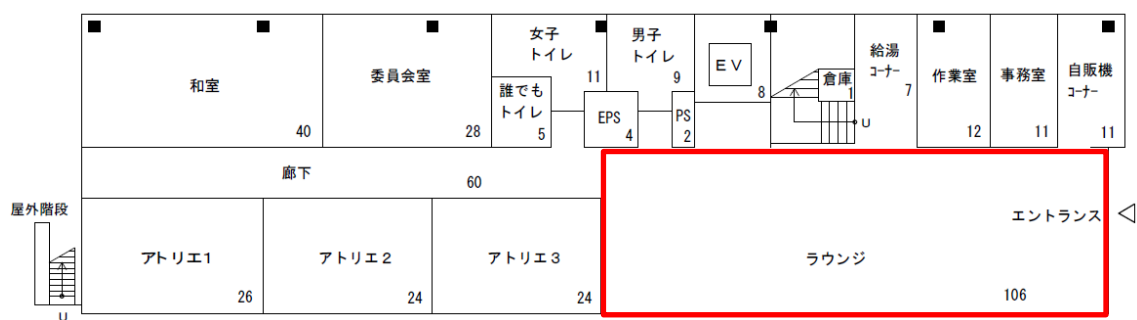
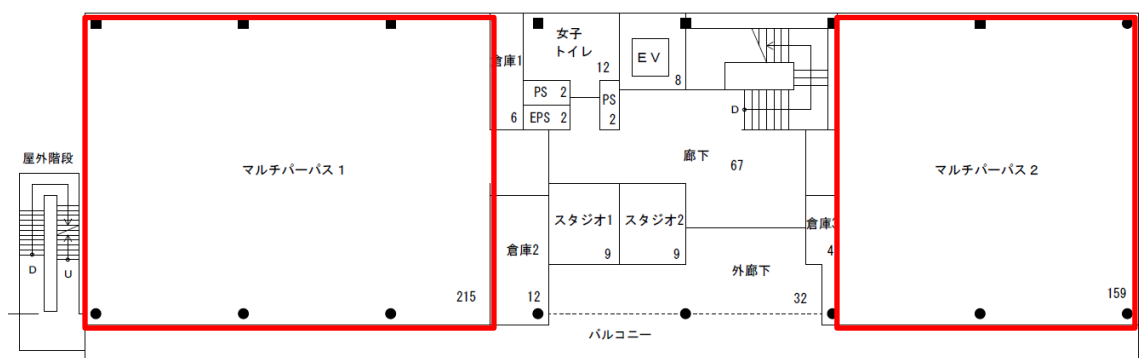


【公募番号12～14】 Student Commons

建築面積：616㎡ 延べ床面積：928㎡ 構造：鉄骨造

主な利用者：お茶の水女子大学の学生

行事日程により休館することがある。



【公募番号12】 Student Commons ラウンジ (106㎡)

設備：テーブル、ソファ

利用状況：学生の懇談、休憩スペースとして利用



【公募番号13】 Student Commons マルチパーパス 1 (215㎡)

設備：ダンス練習用鏡、ピアノ

利用状況：学生のサークル活動場所として利用



【公募番号14】 Student Commons マルチパーパス 2 (159㎡)

設備：ダンス練習用鏡、ピアノ

利用状況：学生のサークル活動場所として利用



【公募番号15】 Student Commons Annex（お茶の水女子大学音羽館内）

建築面積：1,918㎡ 延べ床面積：10,149㎡ 構造：鉄筋コンクリート造

主な利用者：お茶の水女子大学の学生



【公募番号15】 Student Commons Annex マルチパーパス3（121㎡）

設備：ダンス練習用鏡

利用状況：学生のサークル活動場所として利用



2. ネーミングライツ料

目安となる年間金額を下表 2 に示す。

表 2. 対象施設ごとの年間目安金額

公募番号	対象施設	年間目安金額
1	附属図書館 ウェルカムラウンジ	2,000,000円
2	附属図書館 プレゼンテーションルーム	500,000円
3	附属図書館 ミニコモンズ 1	500,000円
4	附属図書館 ミニコモンズ 2	500,000円
5	附属図書館 ミニコモンズ 3	500,000円
6	附属図書館 クワイエットラーニングルーム	1,950,000円
7	附属図書館 リラックススペース	1,000,000円
8	附属図書館 アカデミックラーニングスペース	1,650,000円
9	共通講義棟 2 号館 101室	1,250,000円
10	共通講義棟 2 号館 102室	1,000,000円
11	共通講義棟 2 号館 201室 (インタラクティブホール)	2,300,000円
12	Student Commons ラウンジ	750,000円
13	Student Commons マルチパーパス 1	1,500,000円
14	Student Commons マルチパーパス 2	1,100,000円
15	Student Commons Annex マルチパーパス 3	850,000円

※年間目安金額は、目安となる参考値を示しており、最低希望価格ではない。

※消費税及び地方消費税は別途となる。